

## いわて奥州きらめきマラソン売店募集要領

### 1 趣旨

この要領は、いわて奥州きらめきマラソンへの売店出店者の募集に関し、いわて奥州きらめきマラソン売店設置運営要項（以下、「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所

売店は、大会メイン会場（前沢いきいきスポーツランド）内の、いわて奥州きらめきマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

### 3 開設日及び開設時間

売店の開設日は大会当日限りとし、開設時間は午前7時30分から午後4時までとする。ただし、商品等の搬入搬出については開設時間外に行うものとする。

### 4 募集数

最大52店舗とする。

### 5 出店規模及び設備

#### (1) 出店規模

1店舗当たり1小間（間口5.4m×奥行3.6m）を基本とする。ただし、実行委員会は出店状況に応じて、半小間（間口2.7m×奥行3.6m）の単位で出店の調整をすることができるものとする。

移動販売車による出店も可能とし、規模については実行委員会と協議の上、決定するものとする。

#### (2) 設備

1小間につき、テント1張（2間×3間、3方横幕付）、机2台（180cm×45cm）、椅子4脚を実行委員会が準備するものとし、他に必要な設備は出店者が準備するものとする。半小間での出店となった場合は、それぞれ半数とする。なお、給水は出店者が共同で使用できる設備を実行委員会が会場内に設置する。排水設備は設置しないため出店者の責任で処理すること。その他の会場内にある設備（電源設備、施設常設水道等）は実行委員会の許可なく使用してはならない。

### 6 販売品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、市の特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

#### (1) スポーツ用品

#### (2) 飲食品

##### ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。なお、アルコール飲料の販売は認めない。

##### イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度とする。

- (3) 奥州市の土産品
- (4) 岩手県の土産品
- (5) 特別協賛企業によるもの
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号・様式第3号）及び営業に必要な認可等を受けていることを証する書類の写し並びに暴力団員及び暴力団員等と関係がないことの宣誓書（様式第4号）を添えて、持参または郵送で受付期間内に実行委員会へ提出するものとする。ただし、ファックスでの提出は受け付けないこととする。

## 8 出店者の選定及び売店出店許可書の交付

実行委員会は本要領に基づいて出店者を選定し、適当であると認めた者について、出店料の納付確認後、売店出店許可書（様式第5号）を当該申請者に交付する。

## 9 出店者の選定基準

選定基準は次のとおりとする。選定において実行委員会は、販売品目ごとの店舗数が偏らないよう調整できるものとする。出店申請者数が出店数を超えるときは、奥州市内に事業所、店舗等を有する者を優先する。なお、落選理由等、選定に関する内容は公表しない。

- (1) 法令等により許認可等を必要とする営業について、当該許認可等を受けていること。
- (2) 申請時から起算して過去1年以内に法令等に違反したことによる処分を受けていないこと。
- (3) 申請時点で市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 販売員として、暴力団員及び暴力団員等を使用または雇用していないこと。

## 10 出店料

- (1) 出店者として選定を受けた者は、次のとおり出店料を実行委員会が定める期限までに実行委員会に納付しなければならない。

出店者区分及び出店料

区分	1小間（約20㎡）	半小間（約10㎡）	移動販売車
県内事業所	5,000円	3,000円	3,000円
県外事業所	10,000円	6,000円	6,000円

- (2) 実行委員会は、出店者が経営脆弱で、かつ、営利を目的としないと認めるとき及び実行委員会が必要と認めるときには、出店料を免除することができる。免除する者は次のとおりとする。

ア 社会福祉法人等の社会福祉関係団体

イ その他実行委員会会長が認めた者

- (3) 出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。

- (4) 既に納付した出店料の還付はしない。ただし、特別の事由があると認めるときは、実行委員会は

その全部、または一部を返還することができる。

## 11 搬入搬出

### (1) 車両

搬入搬出に使用する車両は1店舗につき最大2台までとし、売店従事者名簿等予定表（様式第3号）にて届け出るものとする。実行委員会が指定する駐車場を使用できるが、会場や駐車場へ出入りする場合、実行委員会が準備する駐車許可証（複写不可）を係員に提示するものとする。なお、実行委員会は必要に応じて車両を制限することができるものとする。

### (2) 時間

商品等の搬入搬出は売店開設時間外に行うものとする。ただし、車両による搬入は大会前日のみとし、実行委員会が指定する時間に限るものとする。当日の搬入において、車両の使用は認めない。搬出は、実行委員会が指定した時間に実行委員会の指示に従って行うものとする。

## 12 出店報告

出店者は、出店後、出店報告書（様式第7号）（以下、「報告書」という。）を提出するものとする

## 13 受付期間

出店申請の受付期間は平成29年3月13日（月）から平成29年4月5日（水）までとする。

## 14 提出および問合せ先

〒023-1192

岩手県奥州市江刺区大通り1番8号

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会事務局

電話 0197-35-2111 内線 335

## 15 その他

(1) 実行委員会は必要に応じて出店者説明会等を行うものとする。説明会には必ず各店舗1人以上出席するものとし、欠席した場合には出店を取り消す場合があるため十分注意すること。（第1回は4/20開催予定。）

(2) 店舗の配置は実行委員会が決定する。

(3) フルマラソン参加者への特典として金券500円分を配布する予定であるため、金券での会計にも対応できるようにすること。なお、取り扱った金券分の代金は、報告書の提出により後日実行委員会から出店者に支払うものとする。

(4) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会または調査を依頼することができるものとする。

(5) 大会会場では、大会関係者への斡旋弁当、ゴール後給水用飲料等の配布が実施される予定であることを考慮すること。

(6) 名義貸しは認めない。実行委員会は名義貸しと判断した時点で出店許可を取り消すことができるものとする。